尾張旭市スポーツ施設使用料改正のお知らせ

尾張旭市スポーツ施設(城山テニスコート、城山野球場及び南グランド)の施設使用料と 夜間照明設備使用料を分け、夜間照明設備使用料を30分単位に区分することで、使用者の 負担軽減及び適正化を図ることを目的に、令和7年9月1日からの使用料を下記のとおり改 正します。

城山テニスコート

改正前			改正後		
区分	午後5時から 午後7時まで (夜間照明付)	午後7時から 午後9時まで (夜間照明付)	区分	午後5時から 午後7時まで	午後7時から 午後9時まで
			1面につき	520 円	520 円
1面につき	620 円 730 円	夜間照明設備 (30 分ごと)	50円		

城山野球場

改正前			改正後		
区分	午後5時から 午後7時まで (夜間照明付)	午後7時から 午後9時まで (夜間照明付)	区分	午後5時から 午後7時まで	午後7時から 午後9時まで
			全面 夜間照明設備 (30 分ごと)	1, 330 円	1, 330 円
全面	6,800円	11,830円		2, 620 円	

南グランド

改正前			改正後		
区分	午後5時から 午後7時まで (夜間照明付)	午後7時から 午後9時まで (夜間照明付)	区分	午後5時から 午後7時まで	午後7時から 午後9時まで
	半面につき 4,290円 7,640円 夜間照明設備	半面につき	660 円	660 円	
半面につき		7,640円	夜間照明設備 (30 分ごと)	1, 740 円	
	8,580円	15, 280 円	全面につき	1, 320 円	1, 320 円
全面につき			夜間照明設備 (30 分ごと)	3, 490 円	

使用料適用の基準日は、使用日ではなく使用許可を受けた日となります。(例:城山野球場)

許可日	使用日	時間区分	金額		
8/19	9/25	午後7時から午後9時まで	11,830 円		
9/1	9/25	午後7時から午後9時まで	11,810円(夜間照明設備2時間分含む)		